

## 令和4年度「good digital award」募集要項

デジタル庁

1. 目的

「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」における議論を踏まえ、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現するため、社会全体でデジタルについて定期的に振り返り、体験し、見直す機会として、2021年から「デジタルの日」を創設しました。

本表彰は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」に貢献している、又は今後貢献し得る個人や企業・団体をデジタル大臣等が表彰することを予定しています。

2. 表彰対象

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」に貢献している、又は今後貢献し得る個人や企業・団体の取組を対象とします。

後掲「3. 応募部門」に加え、特別賞（ソーシャルインパクト審査員特別賞等）等を予定。

3. 応募部門

9つの応募部門を設定。下表記載の「応募の基準、対象」に最も近い部門を、応募者が判断・選択してご応募ください。

一つ又は複数の部門に同一内容を登録した場合、審査対象・表彰対象から除外することがあります。

部門	応募の基準、対象
スタートアップ	業種を問わず、創業から5年程度までの事業主による、デジタル技術やAIの利活用をする取組を対象とする。
アート	デジタルデバイスを使って生み出されるアートの制作および展示など、アート分野におけるデジタル技術やAIの利活用をする取組を対象とする。
エンターテインメント	デジタル技術やAI技術等を駆使し新しい表現を発信した動画、音楽、ゲーム、映画、テレビ、アニメーション、雑誌、漫画、新聞、ラジオ、インターネット配信コンテンツなどを対象とする。
教育	幼児教育からリカレントまで、あらゆる教育現場におけるデジタル技術やAIの利活用をする取組のほか、デジタル人材教育に資する取組を対象とする。
D&I (ダイバーシティ&インクルージョン)	性別、年齢、障がい、国籍など多様な個性・能力を活かし、受け入れるためのデジタル技術やAIの利活用をする取組のほか、デジタルにふれた経験が少ない方への「デジタルデビュー」に資する取組も対象とする。
防災/インフラ	防災、減災、罹災時の迅速で正確な状況把握等におけるデジタル技術やAIの利活用をする取組のほか、建設等の現場における人材不足解消や安全対策等に資するデジタル技術やAIの利活用をする取組も対象とする。
モビリティ	移動の効率化、物流や交通における人手不足解消、安全な交通社会の実現

	等、人や物の移動についてデジタル技術や AI の利活用をする取組を対象とする。
健康/医療/介護	医療、介護の人手不足解消や研究、健康増進、予防、検査、治療、介助等にデジタル技術や AI の利活用をする取組を対象とする。
農業/水産/林業/食関連	農業、水産、林業、食関連業において、重労働の業務や人出不足の解消、調査、研究等にデジタル技術や AI の利活用をする取組を対象とする。

#### 4. 選定方法

「デジタルの日」検討委員会（※ 1）等での審査により選出します。

（※ 1）「デジタルの日」検討委員会及びその構成員については以下を参照ください。

<https://www.digital.go.jp/councils/258f7c5c-219e-4f23-9791-ea7efcb4aba3/>

#### 5. 選定基準

デジタル技術の活用を前提として、以下の観点で総合的に判断いたします。

応募・選出にあたり必ずしも全ての基準を満たす必要はありません。

観点	該当例
社会性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・自治体・民間を問わず、デジタルを活用した社会課題の解決を目指している</li> <li>・有益なアイデアの実現や、サービスの提供を行っている</li> </ul>
発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該活動の分野、業種において模範となる先進的な取組を行っている</li> <li>・有益な活用方法の普及に寄与している</li> </ul>
継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続性のある仕組みづくりを目指している又は取り組んでいる</li> </ul>

#### 6. 応募方法

- （1）本表彰を受けようとする方（以下「候補者」という。）による自薦、もしくは本表彰の候補者としてふさわしい方を推薦する方（以下「推薦者」という。）による他薦のいずれでも応募可能です。
- （2）候補者もしくは推薦者は、「good digital award」各種応募フォームより必要事項（※ 4）を入力してください。
- （3）同一の候補者、推薦者からの応募は、合計で原則 3 件を上限とします。同一の候補者、推薦者から合計 3 件以上の応募があった場合は、審査対象・表彰対象から除外することがあります。
- （4）候補者及び推薦者は以下の事項に留意ください。
  - 審査は書面審査のため、書類作成にあたっては候補者の活動・事績を分かりやすく簡潔に記載してください。
  - 審査にあたり候補者もしくは推薦者に対して連絡をさせて頂くことがあります。連絡が取れない場合には、審査対象・表彰対象から除外することがあります。

（※ 2）他薦の場合、ご本人の同意をいただき公表とします。

（※ 3）「デジタルの日」ウェブサイト（令和 4 年 6 月時点）

[https://www.digital.go.jp/policies/digital\\_days/](https://www.digital.go.jp/policies/digital_days/)

応募フォーム（自薦用）

[https://krs.bz/digital-days/m/gda\\_s](https://krs.bz/digital-days/m/gda_s)

応募フォーム（他薦用）

[https://krs.bz/digital-days/m/gda\\_o](https://krs.bz/digital-days/m/gda_o)

（※４）主な必須事項は以下となります。

自薦時：

対象者区分、応募部門、プロジェクト名、プロジェクト実績（添付資料可）、応募に至った理由、取組実績による期待される効果・目指すもの、氏名、都道府県、市区町村、電話番号、メールアドレス

他薦時：

推薦者氏名、推薦者メールアドレス、推薦者電話番号、推薦に至った理由、推薦者が考える、取組により期待される効果や目指すもの、応募への推薦対象者承諾有無、事務局からの推薦対象者連絡可否、対象者区分、応募部門、推薦対象者のプロジェクト名、プロジェクト実績（添付資料可）、推薦対象者氏名、都道府県、市区町村、推薦対象者電話番号、推薦対象者のメールアドレス、

## 7. 応募期間

令和４年６月２８日（火）～令和４年８月１日（月）１７：００まで

## 8. 発表・表彰（予定）

ノミネート者又は受賞者が決定した後に、当該ノミネート者又は受賞者、もしくはその推薦者にその旨をご連絡いたします。

ノミネート者又は受賞者には、ノミネート又は受賞の連絡の後に、デジタル庁による取材等をさせていただく可能性があります。

また、ノミネート者又は受賞者の御名前、企業名、プロジェクト名/チーム名、活動・実績の概要等は、「デジタルの日」ウェブサイトに掲載予定です。

## 9. 予定スケジュール

令和４年６月２８日～令和４年８月１日

応募期間

令和４年８月～９月頃

ノミネート者・受賞者審査及び選出

令和４年１０月２日

デジタルの日オンラインイベント

## 10. 「good digital award」お問い合わせ先

デジタルの日（令和４年度）事務局

メール：[contact\\_atmark\\_digital-days.jp](mailto:contact_atmark_digital-days.jp)

※迷惑メール防止のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を「@」（半角）に直してください。

受付時間：平日 10 時 00 分から 12 時 00 分、13 時 00 分から 17 時 00 分

## 11. その他

本募集要項は、事前の予告なく必要に応じ変更する場合があります。

以上